

関係者各位

令和6年5月吉日  
八丁味噌協同組合  
理事長 早川久右衛門  
浅井信太郎

**八丁味噌に関するGI法に基づく  
登録の取り消し訴訟後の対応について**

冠省

日頃より八丁味噌をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

ご承知のことと存じますが、当組合は、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(GI法)」に基づく農林水産大臣による「八丁味噌」の登録(登録番号第49号)に関して、「江戸時代初期から伝統的な製法で造り続ける『八丁味噌』とは異なる生産品の登録である」として、農林水産大臣に対し、平成30年3月14日付で行政不服審査法に基づく不服申立てを行いました。当組合の意見は受け入れられず、令和3年3月19日に審査請求を棄却する裁決がなされました。

そこで裁決を不服として組合員である株式会社まるや八丁味噌が、令和3年9月17日、東京地方裁判所に対して、本件登録の取り消しを求める行政訴訟を提起いたしましたところ、令和4年6月28日、東京地方裁判所がこれを却下したため、同社は令和4年7月8日、この東京地裁の判決を不服として知的財産高等裁判所に控訴をいたしました。知的財産高等裁判所は令和5年3月8日、「東京地裁の判決は相当である」として控訴を棄却いたしました。

そこで同社は、令和5年3月16日、最高裁判所に対して憲法違反または法令違反を理由として上告及び上告受理申立てをいたしました。本年3月6日、最高裁判所より上告及び上告受理申立てを退ける旨の判断がなされました。

当組合は、八丁味噌の伝統を守るべく、行政不服審査請求、それに続く訴訟において最後まで伝統を守るべく、生産者としての見識、ご愛用いただいている消費者の皆様のご希望を、綿密且つ丁寧に主張いたしました。そしてその過程において多くの学識経験者の方々の専門的な観点からの知見を頂き、10万人以上の支持者の方々から応援の署名をいただきました。

心より感謝申し上げます。

残念ながら、当組合の訴えは受け入れられませんでした。当組合は今後も、「八丁味噌」の名と伝統を守り、消費者の皆様方の期待に沿うべく、対応して参る所存であります。

改めましてこれまでの皆様方のご協力に心より感謝申し上げますとともに、今後とも皆様方のお力添えを頂戴いたしたく、謹んでご報告申し上げます。

草々